

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）に係る県民コメント意見

資料4

番号	御意見の内容	意見数
保険税の賦課徴収について		
1	保険税の引上げを行うべきではない。保険税の引下げを行うべき。	9
2	保険税を低く抑える手立てをもっと研究してほしい。	1
3	口座振替の原則化はすべきではない。	2
4	差押えなどの収納対策がどう強化されているか具体的に示すべき。	1
5	物価高騰で生活が苦しい中で滞納者が増加し、収納率が悪化するのではないか。	1
6	悪質な滞納者への滞納処分のみを強化し、生活が苦しい住民には分納を認めるべき。	1
保険税水準の統一について		
1	保険税の引上げにつながる準統一を進めるべきではない。	2
2	準統一は、県内市町村の実態や全国の動向をみながら、慎重に進めていくべき。	2
3	新型コロナウイルスの影響が少なくなった直近のデータを基に、準統一の実施年度を決めていくことが重要ではないか。	1
4	社会保険への移行が増えている中で、法定外繰入れの解消や保険税の統一に向けた保険税の引上げは拙速ではないか。	1
5	保険税水準の統一を遅らせてほしい。	1
6	被保険者間の公平性の確保の前に、医療提供体制の格差、医師不足、医療機関不足を解消して、住民の不安を取り除いていくことが大切ではないか。	3
7	医療提供体制の格差がある中で保険税水準の統一を進めるのは時期尚早ではないか。	3
8	医療提供体制の見通しについて記載すべき。	1
9	準統一に向けて応益割を増やすと低所得者にとって高額な保険税となるため、税の公平性を担保する応能負担を中心に据えるべき。	1
10	準統一における応能応益割合では、低所得者の均等割が増えて滞納者が増えることにより、収納率が下がるのではないか。	3

番号	御意見の内容	意見数
11	保険税減免・減額の拡充を求める。	1
12	減免の県内統一基準について、生活保護基準での減免や均等割をなくすなどの措置を盛り込んでほしい。	1
13	他県の市町村の減免制度も踏まえて、統一基準を定めるべき。	1
14	保養施設利用助成事業は、国保加入者が対象のため、一般会計を財源とする案はやめてほしい。国保特別会計で実施できないのであれば、統一してやらないことを示してほしい。	1
法定外一般会計繰入金等の削減・解消について		
1	一般会計からの法定外繰入れを財源として、保険税を引き下げるべき。	3
2	法定外一般会計繰入れの完全解消を市町村に求めるべきでない。	6
3	市町村の自主性を尊重し、決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金は認めるべき。	2
4	国保法第77条に基づく減免に係る法定外一般会計繰入れを認めるべき。	1
5	決算補填等以外の目的の法定外繰入れの解消を急ぐ理由が分からない。	1
6	P1の「課題」が分かりづらい。法定外一般会計繰入金が全国的に高い水準にあることを否定する根拠や負担の公平性を図るための県民にとっての改善策を明示するべきではないか。	1
7	法定外一般会計繰入金について、解消目標年次の根拠や解消のメリット、デメリットを示すべき。	1
8	法定外一般会計繰入金の削減額と同等の額が保険税の増税になっていることを明記すべき。	1
公費の拡充について		
1	国庫負担の増額を要望してほしい（国庫負担の減額には反対してほしい。）。	10
2	国庫負担の増額の要求や県の一般会計からの繰入れにより、保険税を引き下げるべき。	4
その他（全体）		
1	レセプト点検について、機械的に適応症を当てはめるだけの点検、医療内容に立ち入る点検、民間業者に丸投げする点検などは、やめるべきである。	1
2	医療費削減の必要性から、療養費の患者調査の実施率目標を100%にするべき。県が未実施市町村を訪問するなどの支援をしてほしい。	1

番号	御意見の内容	意見数
3	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上における目標が高すぎる。	1
4	「受診勧奨・利用勧奨の強化の主な取組」として、健診の無料化や健診受診者への特別手当等の取組が必要ではないか。	1
5	ジェネリック医薬品の処方について、国の目標値との比較ではなく、主治医による判断を尊重する旨を、被保険者に啓発・周知するべき。	1
6	流通量が少ない今、ジェネリック医薬品を推奨するべきでない。	1
7	病気予防の考えを浸透すべく、食事や運動など日常に取り入れやすく負担感のないものの提案など、実行と発信の強化をお願いしたい。	1
8	効果的な「健康長寿埼玉プロジェクト」の取組は住民に行き渡るようにしてほしい。	1
9	「健康日本21（第2次）」で示されている「社会環境の質の向上」策の充実強化により、被保険者が健やかで心豊かに生活ができる社会の実現を目指してほしい。	1
10	全国的に実施しているオンライン資格確認等システムの活用については、県の運営方針に示す必要性があるのか。	1
11	専門的事項が多く分かりにくい。被保険者にどういった影響があるかなどが県民に伝わる内容とすべき。	1
12	法定外一般会計繰入金の解消や保険税水準の統一など国の方針に従うだけで、県内市町村の事情を踏まえておらず独自性がない。	1
13	県民全体と国保加入者の年収の違いを運営方針に明示すべき。	1
14	埼玉県国民健康保険運営協議会委員の選出方針を記載すべき。	1
15	国保被保険者一人当たりの所得が全国で4番目に高いとするデータだけの記載では、可処分所得が少ないことが分らず恣意的である。	1
16	被用者保険と比べ国民健康保険の被保険者がいかに負担が重いか示すべき。	1
17	運営方針には、財政健全化ではなく、県が楽に財政運営したい印象が見受けられる。	1